

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日の翌)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

計量器の定期検査の実施

鶏等の移入の禁止

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除(二件)

解除予定の保安林(四件)

基本測量の実施

都市計画事業の認可(二件)

建築基準法による道路の位置の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称          | 所 在 地        | 指 定 年 月 日    |
|--------------|--------------|--------------|
| 梅沢産婦人科医<br>院 | 鳥取市南吉方三丁目五二二 | 昭和五十六年四月二十七日 |

### 鳥取県告示第四百六十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称                | 所 在 地         | 廃 止 年 月 日  |
|--------------------|---------------|------------|
| 日南町国民健康<br>保険茶屋診療所 | 日野郡日南町茶屋三二九四一 | 昭和五十六年四月一日 |

鳥取県告示第四百六十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十六年六月十五日 から 昭和五十七年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十六年 六月十五日 午前十時から 午後三時まで 米子市 米子市彦名公民館

昭和五十六年 六月十六日 " " 米子市崎津公民館

昭和五十六年 六月十七日 " " 米子市大篠津公民館

昭和五十六年 六月十八日 " " 米子市和田公民館

昭和五十六年 六月十九日 " " 米子市富益公民館

昭和五十六年 六月二十二日 " " 米子市夜見公民館

昭和五十六年 六月二十三日 午前十時から 午後二時まで " " 米子市尚徳公民館

昭和五十六年 六月二十四日

米子市巖公民館

鳥取県告示第四百六十二号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

山口県下関市の区域

鳥取県告示第四百六十三号

昭和五十六年四月十三日付けで江府町から申請のあつた武庫地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字下大灘東三一〇九の一、三一〇九の三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字安田三八五の二九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三四四の三二（次の図に示す部分

に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字口若浪九五七の二、九六五(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字天神山二四四九の二、二四四九の四、二四五一の三、字鎌倉二二六一の二、(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字澤谷二二五九の一、二二六〇の一、字本堂山二二三二、二二三三、字池谷口二二四一の三、二二四一の四、(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町宝谷字西阿太上一五〇二の七から一五〇二の九まで、字東阿太上一四三九の九、一四三九の一〇、佐木谷字タワ塔山一〇〇六の二、一〇〇六の三、字峠山一〇〇七の四、一〇〇七の五、一〇〇八の二、字澤田ヶ塔ヨリ本庄山一〇一〇の四、一〇一〇の五、字右佛山一〇〇四の二、一〇〇四の三、一〇〇五の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第四百七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量(国土調査基準点測量及び確定測量基準点測量)

二 作業期間 昭和五十六年五月二十日から同年十二月二十三日まで

三 作業地域 東伯町、大栄町、北条町、岸本町、会見町、智頭町、溝口町及び江府町

鳥取県告示第四百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十八号中島公園

三 事業施行期間

昭和五十六年五月十二日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市中島字保治田内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第二・二・十三号西田井公園

三 事業施行期間

昭和五十六年五月十二日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 倉吉市米田町字西田井内  
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十六年五月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十六年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|   |  |   |
|---|--|---|
| 申請人の住所及び氏名<br>松江市西嫁島一丁目三番一七号<br>山陰セキスイハウス株式会社<br>代表取締役 中山 秀 夫 | 道路の位置の指定<br>場所<br>米子市両三柳字大<br>沢十六 二二三番<br>地三 | 道路の幅員及び延長<br>幅員<br>四・五メートル<br>八・五メートル<br>延長<br>二四・二メートル |
|---|--|---|

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】